

■学校経営のポイント

体罰の根絶に向けて

小島 宏

このほど、東京都公立学校において体罰で処分を受けた教職員が、平成25年度は122人であったことが公表された。その内訳は、校種別では、小学校42人、中学校60人、高校17人、特別支援学校3人、場面別では、授業中91人、部活動中31人であった。体罰による負傷は、けがをした児童生徒は24人で、そのうち、あざや内出血が11人、切り傷が4人、捻挫が3人などとしている。

これは氷山の一角で、東京都に限らず全国的に、体罰は依然として行われていると思われる。また、処分に至らない事例もあることを推測すると、これを超えるもっと多くの体罰とみなせる行為が児童生徒を苦しめていると考えられ、ゆゆしき状況である。

体罰は、違法かつ非教育的な行為で人権侵害であることは一般化しているはずなのに、なぜ根絶に至らないのであろうか。体罰の根絶を実現するために、再度、本気で取り組む必要がある。

そのためには、体罰が否定される理由を教職員に周知徹底し、体罰に頼らない指導を進めさせることが肝要である。

教職員に体罰の不当性を再認識させる

体罰は→児童生徒に暴力肯定の考えを植え付けてしまう。暴力を問題解決の手段とする教育をしてはならない。

体罰は→いじめを認め、誘発する。いじめの多くは、暴力と脅しと、嫌がらせと悪口である。

体罰は→人間に対する不信感を与えることになる。

体罰は人を憎むことを教えてしまい、教師への信頼感を失わせ教師不信、そして大人への不信を招き、やがては人間不信にしてしまう。

体罰は→教師の不勉強の証である。教師自身が学び続け、暴力に頼らず、教育的愛情と指導技術で児

童生徒を指導できるようにすべきである。

体罰は→温かい人間関係を破壊する。教師と児童生徒との人間関係にひびが入れば、児童生徒同士の関係もすさんだものになり、いじめや暴力を誘発することにつながる。

体罰は→あきらめムードの蔓延したむなしき雰囲気、学級にしてしまう。暴力の前では、誠実で素直な児童生徒たちは縮んでしまい、正義が薄れてしまう。

体罰は→人権侵害である。暴力によって、子どもの人権を奪っている、プライドを傷つけている、言いたいことも言えないような圧力をかけ、児童生徒の人間性を制限していることになる。

体罰は→学校教育法第11条で禁止されている違法行為である。教師が法を破ることは、児童生徒に遵法精神を否定する教育を行うことになる。

体罰は→犯罪である。児童生徒を負傷させれば民事事件、刑事事件としてその責任を追及されることになる。また、児童生徒が精神的なダメージをこうむった場合にも同様の責任が追及される。

体罰を乗り越える努力をさせる

まず、校長は、文科省や教育委員会が示している体罰と判断される事例、部活動における体罰の事例などを、教職員に周知徹底して、自らの指導の在り方を振り返らせるようにする。

その上で、定期的に適切な指導をするとともに、新聞報道などを例にして注意を喚起する繰り返しの指導が必要であり、効果的である。

時に、感情的になってしまいそうなこともあろう。「1、2、3…」と10まで数え、深呼吸してから、「〇〇さん、どうしたの?」と冷静に切り出すなどのコツを教えることがあってもよい。

(こじま・ひろし＝一般財団法人教育調査研究所研究部長)

●対話が生まれる授業とカリキュラムをいかに具現化していくか

『対話が生まれる教室』

【編集】秋田喜代美 A5版・184頁／定価(本体2,000円＋税)

■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488 をご利用ください(24時間受付・即日発送)